

令和8年3月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和8年3月25日(水)
2. 開催場所 勝山市役所3階 第1会議室
3. 出席委員 農業委員10名 / 農地利用最適化推進委員9名

<農業委員>

会長	松村 勸兵衛	7番	多田 充江
会長職務代理	廣瀬 介治	欠員	
		9番	田中 政男
4番	滝本 和子	10番	長谷川 敬祐
5番	島田 幸治	11番	吉田 武博
6番	山口 清	12番	竹内 富美子

<農地利用最適化推進委員>

1番	横山 定守	6番	山本 清隆
欠員		7番	松田 数実
3番	田中 昭司	8番	林 博史
4番	山内 文寛	9番	長谷川 晶俊
5番	川原 龍夫	10番	斉藤 清美

4. 欠席委員 農業委員 3番 斎藤 勝

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	結果
議案第47号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第48号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第49号	農用地利用集積等促進計画(案)について(農地中間管理事業)	可決
議案第50号	現況証明願いについて	可決
議案第51号	最適化活動の目標設定について	可決

- (報告事項)
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・年間スケジュールについて

- (その他)
- ・勝山市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について

農業委員会事務局 事務局長 小池 賢史 局長補佐 森石 義浩 係長 山本 典子

7. 議事

事務局長	ただいまから、令和8年3月定例農業委員会を開催いたします。また、齋藤勝委員は欠席の旨、長谷川晶俊推進委員は遅刻の旨、お伺いしております。 それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。委員各位には慎重な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長	これより本日の会議に入ります。事務局より3月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を、11番 吉田 武博 委員、12番 竹内 富美子 委員の両名にお願いします。これより議事に入ります。 日程第1 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長	このことについて、現地を確認していただいておりますので、長谷川委員より報告をお願いします。
長谷川委員	現地の確認をして参りました。はいそうですか、というような状態ではございませんでした。一部に砂利が敷かれていましたが、他は農地でありますので致し方ないと考えます。
議長	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第47号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし。
議長	それでは、議案第47号 は、原案どおり、承認することに決しました。 つづきまして、日程第2 議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。長谷川晶俊推進委員におかれまして

	は、退室をお願いします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長	このことについて、現地を確認していただいておりますので、①について多田委員より報告をお願いします。
多田委員	現地確認したところ、写真のとおり田であったことを報告します。以上です。
議長	②について、長谷川委員より報告をお願いします。
長谷川委員	写真のとおりほぼ改廃でございますが、住宅として活用されるなら良いと思います。以上です。
議長	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、これより採決いたします。 議案第48号について、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし。
議長	それでは、議案第48号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。退室した委員は入室ください。 つづきまして、日程第3 議案第49号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。長谷川敬祐委員におかれましては、退室をお願いします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。 議案第49号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし。
議長	それでは、議案第49号は、原案どおり承認することに決しました。退室した委員は入室ください。 つづきまして、日程第4 議案第50号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長	このことについて、現地を確認していただいておりますので、①について長谷川敬祐委員より報告をお願いします。
長谷川委員	現地はすでに住宅を建てるような感じで進んでおりました土間打ちなどしてありました。私は良い悪いの判断ができませんので、事務局にお戻しします。個人的には駄目だと思います。
事務局	現況証明については転用申請とは異なりまして、20年以上非農地であることが条件でして、20年以上非農地である確認が取れていますので、現況証明として成り立っております。
長谷川委員	そういう理由なら構いません。もう工事をされていますが、事務局がそれで良いということであれば構いません。
田中委員	農地法は昭和47年にできました。それ以前は自由に転用することができて、現在、そういった土地を地目変更する際には現況証明が必要となっています。ということは、現地確認が必要で、現場に行って確認するということは農地法第5条と同じで、現況どおりになっていないといけません。私はこれは駄目だと思います。始末書が必要なのではないのでしょうか。
長谷川委員	登記は田になっています。住宅を建てる工事を始める前に出すべきではなかったでしょうか。認めてあげてもいいかなと思いますが、勇み足だったと思います。
田中委員	工事を始めてしまっているので始末書を取るしかないと思いますが、農業委員会から指導をお願いします。申請者はわからない訳ですから。
事務局	<p>現況証明につきましては、農地法と異なりまして法の縛りがないと言いますか、あくまで行政サービスになります。ですので、この扱いをどうするかというのは勝山市の農業委員会で決めれば良いことだと思うんですね、事務局としては、農地法に反しない限り、農業委員会で決定すれば良いことと考えております。</p> <p>委員方のおっしゃることはごもっともだと思いますが、これまで同じようなケースで昔は宅地が建っていたけど現在は更地になっている農地を現況証明でお認めしてきた経緯がありまして、そこの整合性をどうするかというのが1つあります。</p> <p>また、すでに着工していたという理由でもって始末書を取るならば、そういう取り決めも農業委員会の総意としてそうなったのなら、それもあるのかな</p>

	と思います。
田中委員	作業小屋や家を壊した後ならいいと思いますが、すでに新たな住宅建築の工事が始まっているというのは駄目だと思います。
長谷川委員	証明は出してあげればいいと思いますが、ここまで着工しているのは何かしないといけないと思います。後は会長に任せます。
会長	実は、僕の田の隣の農地です。家を壊した後、ならした状態のようにも見えます。
長谷川委員	いや、これは基礎になっていくだろうなと思って見て来ました。
議長	他にご意見ありませんか。
長谷川委員	嚴重注意でいかがでしょうか。
会長	周りをコンクリートで建て上げしているだけで、中はならしているだけです。
長谷川委員	後は、会長にお任せします。
議長	では嚴重注意ということで、始末書をいただきます。②、③につきまして多田委員より報告をお願いします。
多田委員	こちらの北市に関しましては、写真のとおり非農地であったことをご報告させていただくのと、③の矢戸口に関しましても写真のとおり非農地であったことをご報告させていただきます。以上です。
議長	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。 ないようですので、これより採決いたします。議案第50号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし。
議長	それでは、議案第50号は、申請者に一筆提出いただくことを付して承認することに決しました。 つづきまして、日程第5 議案第51号 最適化活動の目標設定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長	<p>それでは審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。議案第51号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
全員	異議なし。
議長	<p>それでは、議案51号は、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	(報告)
議長	このことについてご意見、ご質問ございませんか。ないようですので農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長	このことについてご意見、ご質問ございませんか。ないようですので年間スケジュールについて、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長	このことについてご意見、ご質問ございませんか。ないようですのでその他に入ります。勝山市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について、事務局より説明願います。
事務局	(報告)
議長	このことについてご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。勝山市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。
全員	異議なし
議長	それでは、勝山市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正についてを承認することといたします。
事務局	坂上委員さんの残任期間について、補充をするかどうかのご意見を伺いた

	く、議長、お諮りいただけますでしょうか。
議長	この地区には他にも委員さんがおられて、ゼロにはなりませんので、このまま補充しないでおこうかなと考えていますがいかがでしょうか。
田中委員	いいと思いますが、荒土地区の委員さんに聞いてみてください。
横山推進委員	支障ありません。
島田委員	支障ありません。
議長	それでは補充はいたしません。ありがとうございました。 次回の定例農業委員会について事務局よりお願いいたします。
事務局	(説明) 次回の定例農業委員会について
議長	以上で、本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。ご協力いただきありがとうございました。では、進行を事務局にお返しいたします。
事務局	松村会長、ありがとうございました。以上で3月定例農業委員会の全体会議が終了いたしました。廣瀬職務代理より閉会のことばを申し上げます。
職務代理	閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村勲彦

11番 吉田武博

12番 竹内富美子